

投薬 (2020年度)



アイネット・システムズ株式会社

【投薬のしかた】

- ・ 院内処方 ➡ 保険医療機関の中での投薬の場合
- ・ 院外処方 ➡ 処方せん交付 ➡ 保険調剤薬局で投薬の場合

【算定のしくみ】

薬剤料 + 調剤料 + 処方料 + 調剤技術基本料

技術料

The diagram illustrates the calculation of medication costs. It shows a sequence of four items separated by plus signs: '薬剤料' (Medication fee), '調剤料' (Dispensing fee), '処方料' (Prescription fee), and '調剤技術基本料' (Basic fee for dispensing technology). A horizontal bracket is placed above the '調剤料' and '処方料' terms, with the label '技術料' (Technical fee) centered above the bracket.

【薬剤料の算定方法（五捨五超入）】

薬剤の価格（薬価）は『薬価基準』に「円単位」で収載されていますが、レセプトには「円単位」を「点単位」に直して記載します。その際「**五捨五超入**」を使います。

<五捨五超入> 薬価 ÷ 10
・小数点以下が0.5以下 → 切捨て
・小数点以下が0.5を超えている → 切上げ

【薬剤料の算定単位】

飲み薬

使用薬剤	単位
内服薬（定期処方）	1 剤 1 日分
頓服薬（臨時処方）	1 回分
外用薬（軟膏、湿布、座薬等）	1 調剤

1 剤：服用時点及び服用回数が同一のもの

1 調剤：1 度に調剤する薬剤の総量

【調剤料（1処方につき）】（調合代）

（1処方につき）	調剤料
内服薬・浸煎薬・頓服薬	11点
外用薬	8点
麻薬等加算 麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬	1点

【処方料（1処方につき）】（おみたて代）

（1処方につき）	処方料
1. 3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、3種類以上の抗うつ薬、3種類以上の抗精神病薬又は4種類以上の抗不安薬及び睡眠薬の投薬を行った場合	18点
2. 1以外の場合であって、7種類以上の内服薬の投薬を行った場合又は不安若しくは不眠の症状を有する患者に対して1年以上継続して厚生労働大臣が定める投薬を行った場合	29点
3. 1及び2以外の場合	42点

【処方料加算】

1 処方につき	点数	算定要件
麻薬等加算	1	・ 麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬を処方した場合
乳幼児加算	3	・ 3歳未満の乳幼児に処方した場合
特定疾患処方管理加算 1 (月 2 回)	1 8	・ 特定疾患を主病とする患者に、投薬が行われた場合 ・ 特定疾患処方管理加算 2 を算定した月は算定不可 ・ 初診より算定可能
特定疾患処方管理加算 2 (月 1 回)	6 6	・ 特定疾患を主病とする患者に、特定疾患に対する薬剤が 1 回の処方で 2 8 日以上投与された場合 ・ 初診より算定可能
外来後発医薬品使用体制加算 1	5	・ 要届出（後発医薬品の規格単位数量の割合が 8 5 %以上等の施設基準を満たし届出を行っている医療機関）
外来後発医薬品使用体制加算 2	4	・ 要届出（後発医薬品の規格単位数量の割合が 7 5 %以上等の施設基準を満たし届出を行っている医療機関）
外来後発医薬品使用体制加算 3	2	・ 要届出（後発医薬品の規格単位数量の割合が 7 0 %以上等の施設基準を満たし届出を行っている医療機関）
向精神薬調整連携加算 (月 1 回)	1 2	・ 直近の処方が向精神薬多剤投与又は向精神薬長期処方に該当する患者であって、当該処方において直近の処方から抗不安薬等の種類数又は 1 日当たりの用量が減少したもののについて、薬剤師又は看護職員に処方内容の変更に伴う心身の状態の変化について確認を指示した場合に算定可能。

【調剤技術基本料（月1回）14点】

薬剤師が常勤する保険医療機関で、薬剤師の管理のもとに調剤を行った場合に算定
院外処方箋を発行した場合算定不可

【処方せん料（1処方につき）】

（1処方につき）	処方せん料
1. 3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、3種類以上の抗うつ薬、3種類以上の抗精神病薬又は4種類以上の抗不安薬及び睡眠薬の投薬を行った場合	28点
2. 1以外の場合であって、7種類以上の内服薬の投薬を行った場合又は不安若しくは不眠の症状を有する患者に対して1年以上継続して厚生労働大臣が定める投薬を行った場合	40点
3. 1及び2以外の場合	68点

【処方せん料加算】

1 処方につき	点数	算定要件
乳幼児加算	3	・ 3歳未満の乳幼児に処方した場合
特定疾患処方管理加算 1（月 2 回）	1 8	・ 特定疾患を主病とする患者に、投薬が行われた場合 ・ 特定疾患処方管理加算 2 を算定した月は算定不可 ・ 初診より算定可能
特定疾患処方管理加算 2（月 1 回）	6 6	・ 特定疾患を主病とする患者に、特定疾患に対する薬剤が 1 回の処方で 2 8 日以上投与された場合 ・ 初診より算定可能
一般名処方加算 1	7	・ 交付した処方箋に含まれる医薬品のうち、後発医薬品が存在する すべての医薬品（2 品目以上の場合に限る）が一般名処方されている場合
一般名処方加算 2	5	・ 交付した処方箋に含まれる医薬品のうち、後発医薬品が 1 品目でも一般名処方された医薬品が含まれている場合
向精神薬調整連携加算（月 1 回）	1 2	・ 直近の処方が向精神薬多剤投与又は向精神薬長期処方に該当する患者であって、当該処方において直近の処方から抗不安薬等の種類数又は 1 日当たりの用量が減少したもののについて、薬剤師又は看護職員に処方内容の変更に伴う心身の状態の変化について確認を指示した場合に算定可能。

ご清聴ありがとうございました



アイネット・システムズ 株式会社